

川越市地域自立支援協議会への 意見聴取の結果について

資料3

1 意見聴取の方法

令和5年12月13日（水）に開催された川越市地域自立支援協議会全体会において、次期「川越市障害者支援計画」（原案）に対する意見提出を依頼した。

各委員から令和5年12月21日（木）までを期限として書面により御意見をいただいた。

2 対象者

川越市地域自立支援協議会委員 20名

【学識経験者、社会福祉団体、障害者団体、関係行政機関、市職員】

3 意見聴取の結果

- (1) 意見提出者 5名
- (2) 意見件数 15件
- (3) 計画反映件数 2件

4 意見の概要と市の考え方

提出されたご意見と意見に対する本市の考え方については、次のとおりです。

意見 No.	該当頁	意見の概要	類似意見数	意見に対する市の考え方	計画への反映
1	55	<p>●第4章 4療育体制及び学習機会の充実 成果指標 No. 2「特別支援学級設置率」について</p> <p>成果指標の特別支援学級設置率の目標値が100%となっているが、通っている学校によって支援の質の違いが出ない様にして欲しい。また、新しく設置するに当たって既存の学校に負担「教員の減少」が出る事が無いようにして欲しい。</p>	1	御意見は今後の参考とさせていただきます。	原案のままとします
2	79	<p>●第5章 施策分野5雇用・就労の促進について</p> <p>アンケートを踏まえて本市の現状として、柔軟な勤務形態や勤務体制の整備、職場の環境や雇用に関する制度の普及・啓発の必要性を認識し、重点施策として「障害のある人が能力に応じて就労できるよう関係機関と連携し、雇用・就労環境の充実に努める」となっているが、成果指標には市職員雇用率と移行者数（就労者数）しか明確にされていない。事業の展開には前記の内容が入っているが、内容が具体的にされていない、数値目標も現状値と同じなのはなぜか。</p> <p>No65 に公共職業安定所との連携となっているが、活動指標は面接会の実施、仕事支援事業担当者会議の開催の2点であり、雇用、就労環境の充実に向けての具体的な施策にはなっていない。連携や担当者会議の結果をどのように活用していくのか、具体策が見えていない。</p>	1	当該事業の活動指標については、回数が増えれば良いという事業とは異なるものと考えているため、実績値と同じ目標値としております。また、公共職業安定所等の関係機関と連携・協議した結果を、具体的な施策へ反映してまいりたいと考えております。	原案のままとします
3	80	<p>●第5章 事業 No. 69「障害者就業・生活支援センターの活用」について</p> <p>仕事・活動部会そのものが年1回の目標値であり、年1回の部会で何を目標とするのか不明。年度が変わると人事も変わることがあり、毎回メンバーが変わることになる。複数回実施して協議を重ねていかなければ意味がないと思われる。</p> <p>また、アンケートやヒアリングにおいて、就労支援センターの機能を高め</p>	1	事業 No. 65「公共職業安定所」及び No. 69「障害者就業・生活支援センターの活用」で記載しております「川越市しごと支援事業担当者会議」や「自立支援協議会仕事・活動部会」が雇用促進のためのネットワーク会議に当たるものと考えております。	原案のままとします

意見 No.	該当頁	意見の概要	類似意見数	意見に対する市の考え方	計画への反映
		る、雇用促進のためのネットワーク会議の要望があるが、それについて施策へ反映されていない。			
4	81	<p>●第5章 施策分野6 1 相談支援体制の充実について</p> <p>No73, 74 において、相談支援件数や相談支援専門員の増加を見込み、目標としているにもかかわらず、総合支援センターの委託相談の相談員数を減らしている。施策として今後は増加させるということによいか。</p>	1	No. 73, 74 に掲げる活動指標の相談支援専門員につきましては、委託相談の相談員ではなく、市内事業所の相談支援専門員の増加を目指すものです。	原案のままとします
5	81	<p>●第5章 施策分野6 1 相談支援体制の充実について</p> <p>相談支援体制の充実は、いろいろな困難を抱えている当事者・家族にとって障害者総合相談支援センターの位置づけは大きな力になります。であるからして、相談件数が増大傾向にある中「相談専門員数」少ない状況だと思います。川越市は、いち早く重層的支援体制を組み入れ相談活動に当たっていますが、まだ、十分条件には至っているようには思えません。更に、障害者の願いに寄り添う複合的な相談支援活動が推進できるように期待しています。</p>	1	御意見は今後の参考とさせていただき、障害のある方の御希望に寄り添った相談支援の推進に努めてまいります。	原案のままとします
6	82 107	<p>●第5章 事業 No. 77 「通所サービス等の充実」について</p> <p>通所サービスの見込み量は年々増加するのに対し、No77 通所サービスの充実としての目標値が R4 年度の実績値と同じなのはなぜか。重度障害者、医療的ケア児者の日中活動について触れているのに、計画に反映されていない。</p>	1	通所サービスにつきましては、現在の定員数で将来の見込量に対応できると見込んでいるため、目標値を令和4年度実績値と同値としております。なお、重度障害者、医療的ケア児者の日中活動につきましては、事業所の指定に際して条件を付すなどの対応を検討してまいります。	原案のままとします
7	59 82	<p>●第5章 事業 No. 79 「グループホームの充実」について</p> <p>成果指標において、地域移行者数の目標値が 18 人となっているが、No79 グループホームの充実では、日中サービス支援型 GH の定員数は 45 人増を目指している。この数値の開きが大きい</p>	1	成果指標における地域生活移行者数は、国の基本指針で示された割合に基づいた数値としております。一方で、No, 79 の活動指標「日中サービス支援型グループホームの定員数」につきましては、重度障害者に対応できるグループホームの整備促	原案のままとします

意見 No.	該当頁	意見の概要	類似意見数	意見に対する市の考え方	計画への反映
		はなぜか。また、日中サービス支援型を増加させることに疑問がある。日中サービス支援型や本来営利目的の会社の参入により、戸数は増えているが、その結果として障害者の満足度や入居後の追跡調査などはできているのか。アンケート調査を見ると、住まいや日中の過ごし方など、現在の生活についての項目がなく、ニーズが読み取れていないのではないか。		進を目標としており、福祉施設の入所者の地域生活への移行者数のみを見込んで設定したものではありません。 なお、原案のアンケート調査の概要に記載はございませんが、住まいや日中の過ごし方についてもお伺いしております。	
8	82	<p>●第5章 事業 No. 79「グループホームの充実」について</p> <p>「日中支援型グループホーム」と限定して目標値を挙げるのではなく、今まで通り普通にグループホーム全体の定員数で目標値を設定してはどうか。そして文言のところで、例えば「申請があった際の指定の在り方について検討する」とかの「質の担保」をできるような記載の工夫はできないのか？今の時点で日中支援型のみに限定するのは時期尚早ではないか。</p>	1	<p>事業 No. 79「グループホームの充実」について、概要欄を次のとおり修正します。</p> <p>「地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるように、重度の障害者が利用できるグループホームの整備促進<u>及び質の向上</u>に努めます。」</p> <p>また、活動指標は事務局案のとおりとさせていただきますが、基本目標3の成果指標に次のとおり指標を追加します。</p> <p>No. 3 重度障害者の市内グループホーム利用者数 実績値 121人 目標値 180人 方向性 ↗</p>	御意見を踏まえ修正します
9	13 82 83	<p>●第5章 施策分野6 3暮らしの場の充実について</p> <p>施設利用者の障害支援区分は、市内91%市外76%が区分6。重度の障害者にとって入所施設が大切な暮らしの場であることが分かります。「80-60」と言われ障害者の親（80歳）子供（60歳）養育環境が社会問題であるとニュースが大々的に報じられました。現在も基本的には重度障害者の生活介護は大きな課題です。 グループホームの充実をはかる計画で目標値を高めています。しかし入所施設は、増設増員の計画はありません</p>	1	御意見は今後の参考とさせていただきます。	原案のままとします

意見 No.	該当頁	意見の概要	類似意見数	意見に対する市の考え方	計画への反映
		ん。国の施策は入所施設の建設には後ろ向きの姿勢ですが、県と連携しながら積極的に具現化すべきだと思います。			
10	83	<p>●第5章 事業 No. 81「地域生活支援拠点等の推進」について</p> <p>地域生活支援拠点の実績の表記の仕方を直してはどうか。また、概要の表記を少し修正してはどうか。</p> <p>国も今年度の報酬改定案で示しているが、拠点には本来「地域移行の推進」に係る役目もあって、それらの充実も今回謳われている。「地域移行の推進」についても触れた方が良いのではと思った。</p>	1	御意見は今後の参考とさせていただきます。	原案のままとします
11	85	<p>●第5章 事業 No. 93「自立支援協議会の充実」について</p> <p>基本的な事業の展開はなされていますが、各活動部署のメンバーが新たに変わり担当事務局は大変だと思いますが、「今までの経過・到達点・課題」等を精査して、更に、より良い協議会仕事が成されるよう期待しています。</p>	1	より充実した自立支援協議会となるよう努めてまいります。	原案のままとします
12	90	<p>●第5章 事業 No. 90「障害者の余暇活動支援の検討」について</p> <p>自立支援協議会活動部会仕事活動部会でも、各施設からの余暇活動状況、特別支援学校高等部生徒へのアンケート等で余暇活動について、多様な形態の活動を願っている当事者・家族の声が上がっています。仕事活動部会もアンケートの中から希望の多かった「青年期の仲間達同志の交流」について試験的に相談員のボランティアによる活動で実施しましたが予想以上の反響がありました。</p> <p>中央公民館等での青年学級を地域枠で実施して成果を上げていますが更に障害の重い人も参加しやすい内容で今まで以上に充実したものにしてほしいです。</p> <p>仕事活動部会でも一昨年までは「寄り道・止まり木・ほっと一息」を合言葉</p>	1	御意見は今後の参考とさせていただきます。余暇活動の充実に向けた検討に努めてまいります。	原案のままとします

意見 No.	該当頁	意見の概要	類似意見数	意見に対する市の考え方	計画への反映
		にそれぞれ自分の余暇の楽しみ方＝場・時間・内容を望み通りできればと提案し、各施設事業所の一部で取り組みました。より良い「余暇活動」を構築し、自立した生活を充実させるための社会資源の整備は不可欠です。			
13	97	<p>●第6章 1(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行について</p> <p>入所者の地域移行の進め方（取り組み）について「施設側と連携する」など、文言として工夫があっても良いのではないかと。</p>	1	<p>御意見を踏まえ、第6章の1「(1) 福祉施設の入所者の地域生活への意向」の【目標達成のための取組】を次のとおり修正します。</p> <p>「目標値の達成に向け、暮らしの場や日中活動の場など地域生活の基盤充実に努めるとともに、障害者支援施設と連携し、施設入所者の地域生活への移行等の支援やグループホームの利用を促進することで、障害のある人の地域生活への円滑な移行を目指します。」</p>	御意見を踏まえ修正します
14	79 100	<p>●第6章 1(4) 福祉施設から一般就労への移行等について</p> <p>目標設定が就労移行支援などの福祉サービスの利用者の一般就労への移行を掲げているが、就労移行支援では2年間という条件があり、本人の状況よりも就職すること自体が目標となってしまう現実があるのではないかと。それにより本人と企業のミスマッチが生じていることもある。また、就労定着支援も3年間となっているため、その後の支援をどう考えていくのかも課題になっており、就労支援センターへの引き継ぎ等はされているのか。就労支援について俯瞰的、総合的に支援していくことの必要性を考えると、ヒアリングで出されているネットワーク会議などの開催が望まれる。</p>	1	<p>就労移行支援及び就労定着支援の利用後の引継ぎにつきましては、企業等の役割と認識しておりますが、必要に応じて、障害者総合相談支援センターで対応しております。</p>	原案のままとします
15	116	<p>●第7章 2 障害児通所支援等の見込量と確保方策について</p> <p>まれなケースですが、医療的ケアが必要な障害児が、諸々の事情により特別支援学校就学中に20歳を迎えるケー</p>	1	<p>御意見は今後の参考とさせていただきます、個別のケースに応じて対応を検討してまいります。また、利用者のニーズの把握と必要なサービス提供体制の整備に努めてまいります。</p>	原案のままとします

意見 No.	該 当 頁	意見の概要	類 似 意 見 数	意見に対する市の考え方	計画への 反映
		<p>スがあります。現状ですと、これまで受けてきた障害児福祉サービスの支給が20歳の誕生日前で打ち切れ、残りの就学期間は成人のサービスに切り替えなくてはなりません。そうすると保護者も生活や仕事について大きな変更を余儀なくされたり、そもそも医ケア児・者の受け皿が少ない中で、新たな事業所を探すことも難しく、しかも放課後にあたる時間は成人の生活介護事業所等では帰宅する時間です。その為、利用できる事業所等も限定的になってしまいます。</p> <p>また、成人したとはいえ、「放課後」とは学校が終わった後の時間という意味であれば、就学中という実態がありながらも、それまでの慣れ親しんだ居場所を年齢・制度の継ぎ目で奪われてしまう事態になります。どうか年齢だけでサービス支給を切るのではなく、本人のライフステージ・実態に合わせたサービス提供をお考えいただけませんか。放課後等デイサービスの内容にある「放課後等の居場所」を年齢によって支給を途中で切るような方針ではなく、「年齢にとらわれず就学の実態に合わせて支援を行っていく」と解釈を広げていただくことを願っております。</p> <p>上記の件と併せて、特別支援学校等での在学中には放課後時間のサービスが多様にあり、家族も就学中には働く時間をある程度確保できたのにも関わらず、卒業後になるとその時間を日中活動事業所ではカバーできない状況があり、生活介護等が15:00に終了し、16:00には帰宅してくるという状況が多く見られます。これは障害を抱える子どものいる家庭においては大きな生活・親の就労状況の変更を余儀なくされます。</p> <p>成人期のサービスの実情としても、生活介護には延長利用もありますが、人材不足等を理由に対応を行っている事業所は少なく、また親のいない状況で居宅介護を入れることに不安を感</p>			

意見 No.	該 当 頁	意見の概要	類 似 意 見 数	意見に対する市の考え方	計画への反映
		<p>じるご家庭も多く存在します。そうなりますと、日中一時支援等でカバーする形も考えられますが、こちらも十分な定員での運営はされておられません。この課題をご理解いただき、川越市として夕方の日中一時支援の推進なども含めた、卒業後のいわゆる放課後時間帯でのサービス整備に向けた対応・推進をご検討いただけますと幸いです。</p>			

